

第15回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成20年6月16日(月) 18:30~20:30

場 所 函館市役所8F 大会議室

1 開 会

2 参加・協働について

(委員長)

今回は「参加・協働」についてかなり議論をし、庁内検討プロジェクトから条例案が出ているので、庁内検討プロジェクトチームから説明をお願いしたい。

(庁内検討プロジェクトチーム)

●「市民参加の推進」について

5月26日検討委員会で整理した内容を基にさらに整理した。

- ・「市民が互いに協力できる場の提供、機会づくり、情報の提供」の部分については、まだ、市民参加に入れるか協働に入れるか議論があるところではあるが、市民参加の推進に入れるとすれば、5月26日整理案の1～3項は、市民の参加を推進しその仕組みを整備するという事で1項にまとめられるのではないかと。
- ・「市民が互いに協力できる場」は、まちづくりのための活動の場だろうということで「活動の場」としている。
- ・「機会づくり」は、機会が若干硬い感じがするので「きっかけづくり」の方が親しみやすいのではないかと。
- ・前回の4項の意図はパブリックコメント等一定程度制度化されているもので、一方5項は市長への提言や電子メール等による意見聴取などを想定し、条項は個別に分けるようにという意見があったが、広く意見が反映されるように努めるという趣旨では、はっきりとした差異をつけられないということで1項にまとめた。

(委員長)

非常に簡素化されたものである。

(庁内検討プロジェクトチーム)

●「協働の推進」について

- ・素案の作成までは至っていない。これはたたき台である。
- ・たたき台の2項は、参加に入れるか協働に入れるかという部分であり、協働に入れるとすればこのような形になるだろう。
- ・条項に盛り込んだキーワードについて
 - ◇ 「相互理解」 → 「互いに理解し合い」 (1項)
 - ◇ 「それぞれの役割分担」 → 「それぞれの役割と責務を自覚しながら」「取り組む」 (定義)
 - ◇ 「施策を整備する」 → 「その他必要な施策の整備に努めます」 (2項)

◇ 「協働が実のあるものになる」→協働以外は実のあるものにならなくても良いのかという話しもあり、今回ははずしている。特に強調する必要があるれば、後で入れていただきたい。

◇ 「市民の主体性・自主性を尊重」→「市民の自主性を尊重します」（3項）

主体性と自主性とは、意味は違うので両方入れることも考えたが、前文で「主体的に」ということを謳っているのので、ここでは自主性のみにした。

◇ 「対等のパートナー」→「対等なパートナーとしての立場で協力して」（定義）

◇ 「協働の担い手に対する人材育成」→「人材の育成その他必要な施策の整備に努めます」（2項）

- ・ 「活動の場や情報の提供、きっかけづくり」について参加と協働のどちらに入れるか
- ・ 対等な立場として、みんなでまちづくりを進めていくということはその通りのことであるが、行政の方が様々な権限や情報を大量に保有する以上、「対等なパートナー」と規定するのはいかがか。
- ・ 市民参加、市民の協働のどういう定義になるのだろうかということについては、チーム内でも統一が出来なかった。

（委員長）

協働の推進の第2項と、市民参加は関連がある。両方一緒に議論していきたい。

今回の素案で非常に簡素化されたことには間違いはないが、一般的な規制条例では簡素でわかりやすくということになると思うが、今回はまちづくり基本条例なのでもう少しわかりやすい条例であることが求められる。あまり簡素化しすぎるのもいかなものか。

（委員長）

私が思うのは、前回の4～5項については、庁内検討プロジェクトチームからは5項は4項に含まれるという説明があったが、そうでない部分もあると思う。本当に一つにまとめられるのかということ。

また前回の2項、「市民が互いに協力できる場の提供、機会作り、情報の提供など必要な支援を行うよう努めます」という項目も、参加の推進の方に入れるのが良いのか、協働の推進の方に入れるのが良いのか。

協働というときに「対等のパートナー」はキーワードになると思うので、これを条例からはずしても良いのかということ。定義には入っても、条例に入れるかどうかというのは重要である。

（川田委員）

これを読んでみると、協働と参加の違いがわからない。

（板本委員）

参加というのは“きっかけ”であり、協働というのは実際に事業などにおいて活動するということだと思うので、段階が違うと言える。もちろん重なる部分はあると思う。

（委員長）

「活動の場」については、市と団体というよりも、団体相互間の情報交換や市民相互間の活動の情報交換など、それぞれの活動について現状としてうまく情報交換できていないことを受けて、それを解決するようなものも重視すべきだというニュアンスの「活動の場」を想定していた。きっかけ作りや機会作りもそれに関連していて、実際には“参加・協働”という自分が行動する際にはどういうところからはじめれば良いのかきっかけがつかめない市民の方はたくさんいて、きっかけ作りや機会作りが必要

なのではないか、と思っていた。なので、市民参加の推進については、前回案の1、2項をまとめてしまうと、ニュアンス的に弱くなってしまったり大事な部分がぼけてしまったりするのではないか。

人材の育成についてももちろん必要なことで、協働のまちづくりや市民参加を推進していくための人材も育てなければいけない。

あんまり簡素化すると、それらのニュアンスが微妙に変わってきってしまうと私は感じたが、皆さんはいかがか。

(川田委員)

基本条例なので、書くのは総論だろう。あまり具体的なことまでも言及する必要はないだろうし、そういう意味では言葉を選びすぎって絞り込んだ良い案でないかと思う。前はかなり長くところどころ具体的になっていたりしたので、それに比べれば同じような水準で一般化されたということでこれくらいが良いのではないかと思う。

(板本委員)

この案では、参加も協働も市が色々推進するということが書いてあるが、協働の場合は市民が主体となってやるものについて「支援する」という言葉がないので、協働のほうに入れたいといけないと思う。

(委員長)

そうである。「仕組みの整備」も必要だが、「必要な支援」という言葉も大事な気がする。

そのように言葉一つをどのように盛り込むかによってかなり違うと思う。参加・協働の部分は他の章と違ってメインのところであり、ともすれば函館の自治基本条例の性格ともいえる部分であるので、ニュアンスを含めてちゃんとした議論をしておかないといけない。

(川田委員)

「支援」という文言を入れるならばどのあたりに入れるのか。

(板本委員)

協働の方ではないか。

(川田委員)

協働の第三項、「自主性の尊重」にくっついてくるのではないか。自主的な活動を支援するという事なので。

(委員長)

私はむしろ、協働の推進の第2項ではないかと思う。行政は「施策の整備」というよりも「必要な支援をします」ということだと思う。活動の場の提供というのも、団体相互間や市民相互間の情報交換ができるような場の提供という意味合いだと思う。

(川田委員)

形容詞がついて長くなるが。

(委員長)

そこは強調されているということになる。もちろん強調しないで淡々と書くやり方もあり、わざと強調する書き方もある。函館はどれを選ぶかということである。

(板本委員)

稚内市を参考にすると、2～3項が一緒になったような書き方をしている。

(委員長)

稚内はかなりここに時間をかけた。10条の2という部分は、稚内は地域自治組織の充実に努めているのでこういう条項が入ったが、基本は3の部分（「市は、協働によるまちづくりを推進するため、市民同士が互いに協力できる場の提供、機会づくり、情報提供などの必要な支援を行うように努めます。この場合における市の支援は、市民の自主性を尊重します。」）。市民相互間では簡単に協力できる場というものを設定できないのではないか、それを行政は支援しないと、協働は進まないのではないかという観点があったので、こういう条文の言い方になった。そして、支援によって市民の自主性が失われると困るので、支援というのは自主性を尊重する支援であるということを表示した。むしろ広げて書いていこうという趣旨であった。

また、論点としては、市民参加の推進の前回案4項と5項は本当に一緒に出来るかというものもある。それぞれ想定する制度があって言っていることなので、例えば5項についてはメールなどによる意見や、市長などとの懇談会などということになれば、4項にあるような「政策の立案、実施、評価等の各段階において」参加することとは別のものになる。そうすると、やはり5項は5項で、ということになるのではないか。

(沢口委員)

参加するものを市側が作るものと、市民と一緒に取り組めるもののが、かなり混ざっていてわかりにくくなっていると思う。あくまでも参加については“市がそういう場を作ります”という形にとどめておいて、後で“こういう協働できるものがあるので、一緒に取り組みましょう”という風に分けておかないと、参加を推進するものがあって、協働を推進するものがまたあってという形になっているので、参加するものはまとめて大きく表現する感じで、協働の部分ではこういうものがありますというように一緒に取り組みますというように書いてはどうか。

(市居委員)

協働の2、3項についてだが、「協働によるまちづくりの推進を支援するため～」として、3項の一番最後にある「市民の自主性を尊重します。」をつなげる。活動の場についてやきっかけづくりなどは参加の方に入れるというのはいかがでしょうか。

(委員長)

どちらかというとなら協働の方に入れるのが良いような感じはする。

(大江委員)

参加と協働という言葉がイメージしているものについてだが、特に「参加」という言葉は、多様なレベルで使われている。例えば一番悪い参加の形としては、洗脳、操作、誘導なども非常に低いレベルでの参加であり、また中くらいだと協働に近い、お互いオープンな感じのパートナーシップ的な話し合いや協議も参加と言う。非常に高次のレベルでの参加としては、地方自治関係ではどちらかと言うと市民側が管理、コントロールするような、労働者の自主管理みたいな感じで参加する側が非常に強い権限やコントロールを持っているというレベルまで、日本語の「参加」という言葉はいかようにも使われているということがあるので、ここで言う参加というのは、各委員のイメージが違うかとは思いますが、委員

会としてイメージを共有しているのか。

(委員長)

それぞれ違うとは思いますが、私の方からは稚内市の自治基本条例にある用語解説を参考として紹介してある。稚内市では「市民がまちづくりに主体的に参加し行動すること」を参画とし、また協働は「市民、市議会、市がそれぞれの役割と責務の基でまちづくりのために対等な立場で共に考え協力しまたは行動することを言います」となっている。

(川田委員)

だいたい皆そのあたりで考えているのではないだろうか。

素案の中の“「協働」とは～”とあるのは、これは条例全体の用語の定義のところ入れるものなのか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

条文の中に入っても良いとは思いますが、また用語の定義について設けるかどうかと言うところまではまだ議論が行っていないが、「協働」というものをはっきり定義しておいた方が良いのではないかという議論もあった。ただ、どのように入れれば良いかがはっきりしていないので、ここでは別に書いているが条例のどこかに盛り込んでおいた方が、すっきりするのではないかと思う。

(委員長)

用語解説を最後に作るか作らないかということにもよるだろう。稚内市のように、条例の中で用語説明をするようにすれば、これはそのまま入ってくる言葉だろうと思う。

条文の中で入れた方がいいと思うが、それは最初のところに言葉の定義のようなものを置いてそこに入れた方がいいのか、それぞれのところに入れた方がいいのかというのはまだはっきりしないが、何らかの形でわかりにくい用語については条例の中での使い方を説明した方がいい。ただ稚内方式でやると、はじめの方に用語の定義がかたまってしまう、頭でっかちになってしまっているの、それで良いのかどうかという話もある。入れ方については改めて議論したいが、念頭においていただきたいのは何らかの形では入れたいということである。

参加にしても協働にしても、これまでの行政と市民との関係を変えていくということだと思う。何でも市民は行政に頼ってやってきた、逆に言うと情報を一手に持っていないながら市民に情報を流さないということがあった。だけでもこの時期に来て、そういうわけには行かないという状況の中で、市民が積極的にまちづくりに参加し、議会や市と役割分担をしながら協働でまちづくりをしないと、財政も厳しい中で、そういうことが必要になってくるということだと思う。市が色々な面で協働のための支援をするという表現は盛り込んでいかななくてはならないと思う。

(川田委員)

協働の部分に3項あって、“市民”が主語に出てくるのが第1項だけであるが、市民の責務のようなニュアンスを出したいのであれば主語は「市民は」としたものがもっとあっても良いと思う。

(丸藤委員)

協働の部分でいうと“支援”と言う部分は必要だと思う。

「対等なパートナー」について、ただの“対等な立場”というよりも共同経営者のような感じで同じ立場にももちろん立っただけでいながらさらに責任をお互いに発生させながら一緒にやっていく部分が加味され

と思うので、「パートナー」という言葉も大切にしたいと思った。

“市民”ということに関しては協働に出てきているが、NPOのような組織的に活動をしているようなものが協働のどこにはいつてくるかということがある。あまりにも市民とって一個人という感じを与えてしまう危険性はある。

(委員長)

では「対等なパートナー」という言葉を定義の中から引き上げて条文に入れた方がいいということか。

(丸藤委員)

この部分は何かしらの形で条例の中に入ると言う前提とのことだったので、それで問題ないと思う。他のまちの自治基本条例などを見ると、パートナーとは言わずに“対等な立場”としか書かれていないので、それよりはパートナーという言葉を使った方が良いのではないかと思った。

(委員長)

後私の思うところとしては、団体相互間や市民団体相互間の情報共有もある。「情報共有」のところでは行政と市民の情報共有について扱っているが、ここは「協働」なので市民同士や市民団体相互間という、これまでうまく回っていなかった部分の情報交換の場や活動の場というニュアンスで思っていた。

“市民団体”や“市民相互間”と言った表現も必要なのではないかと思う。

(丸藤委員)

どういう表現をしたら良いかはわからないが、そういうニュアンスのものが入った方が「協働」として良いのではないかと思う。

(委員長)

「活動の場」とだけ言われてもちょっとわからないと思う。

(大久保委員)

「市民参加の推進」の5項は入れた方が良く思う。市政に対する市民から提案をしていくという、ゼロベースから市民が発信していくというニュアンスが4項では見えないので、市民から新しく発信できる場が設けられるということを加味して5項は出来れば入っていた方が良いのではないかと思う。

(板本委員)

「協働」の方で、“実効性を高める”ということが抜けていると思う。帯広市などには入っているが、実効性を高めるように努めなければならないというようなことを入れた方が良く。

あとは、3項で「市民の自主性を尊重します」として“主体性”をはずしたが、主体性と自主性はだいぶ意味が違うので両方入れる必要があるのではないかと思う。

(沢口委員)

丸藤さんの言うように「対等なパートナー」というのは大事だと思う。「お互いに理解し対等なパートナーとしてよく信頼し合いながら…」と言ったように、協働の定義をさらっとでも触れられれば生きてくるのではないかと思う。

(佐々木委員)

協働の方は、市と市民との関わりの中で一緒に何かをやりましょうというもので、市民参加の方はちょっと違って市と市民もあるが、市民同士や団体同士と一緒にやりましょうというニュアンスも入れら

れば、市民の団体同士で何かあったときに市に支援してもらえるようなことを入れておいてもらえれば、協働とは違う部分というのが読み取れると思う。

(木下委員)

市民参加の推進の4項と5項の違いについては抽象的にはイメージできるが、具体的にはどういったものが想定されているのかイメージが沸かない。

(委員長)

それについては後で事務局に聞いてみたいと思う。

(木下委員)

協働の推進の方も、言葉が抽象的でイメージが沸きにくい。

(委員長)

「政策の立案、実施、評価…」の問題と、次の「市民からの提案についてこれを反映する仕組みを整備します」ということについては実際の函館市の施策の中で出てくる話なので、事務局から説明してもらいたい。

(事務局)

4項については、例えばパブリックコメント制度、ワークショップ、審議会など。5項については市民からの提案する仕組みということなので、市長への提言、市民アンケート、市民の声等になるのかと思う。

(委員長)

函館市の今やっている施策を抽象化するとこの2つになるということで、異質のものだと思う。

(市居委員)

参加と協働の考え方の違いが難しい。

(大江委員)

参加や協働と言うのは、具体的に個別のケースが少し出てきたが、それをまとめるとどうなるかと協働と言う言葉がもう少し効いてくるような、形容詞的な部分があったほうが良いのではないかと思う。

(川田委員)

意見を吸い上げるシステムなど、市の方は色々なことを取り組んでいて、協働にあたっての最大のネックと言うのは市民の意識であり、無関心な市民を協働というシステムにどうやって取り込むのかということ。ここに書かれている、市がどういうことをするかということに関してはそれでいいと思う。これまでにもかなりの成果は上がってきていると思う。ただ、肝心の市民の方が用意されたシステムにのって来ないわけである。市民に関心をもってもらうために何か良い表現はないものか、と思う。

(敦賀委員)

「参加」の方について、はじめはうまくまとめたと思ったが、やはり簡素化しすぎたのではないかと思う。「協働」の方には「支援」という言葉は入れた方がいい。また、文言の解説についてはくどくなるかもしれないが、必要だと思う。

(委員長)

「市民参加」と言うのは、主体的にまちづくりに市民が参加する、行動するということ、そして「協

働」と言うのは市民や議会，市がそれぞれ役割分担があつて，その上でまちづくりのために対等なパートナーとして活動するということだと思ふ。そういう面で言うと，市民参加の方は，5月26日案でいう，4項と5項，また1項と3項をそれぞれくっつけてまとめていけば良いのではないかと私は思っている。

むしろ，活動の場や情報の提供，きっかけ作りというのは，本当はこれから市民は色々な役割をもって協働でまちづくりをやっていく。ただなかなかきっかけが作れないとか，市民団体相互間の情報交換が簡単にうまくいっていないとか，活動するための場がないとか，そういったことはいっぱいあると思う。そういうものを市が支援をするということを協働の推進のところで具体的に書いていくことが良いのではないかと思う。もちろん，市が支援するからといって，市民の自主性や主体性が損なわれることがないようにそれは尊重されるということをきちんと文言として書いていかなければ行かない。

また，「対等なパートナー」についても何らかの形で協働の方に入れた方が良いと思う。

こういった線でまとめると言うのはいかがだろうか。

ボリュームとしてはすこし膨らむ。ただ，協働の方に活動の場や情報の提供などを全部入れてしまうということで，いかどうかということはあるが。いかがか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

「対等なパートナー」の部分について確認したい。おそらく“対等でないパートナー”というのがあり，それが現状でこれからは“対等なパートナー”として，という流れと思うが，そのあたりについてもう少し説明をお願いしたい。

(委員長)

もともと対等ではなかった。今も対等かといわれるとどうかわからない。なぜならば，行政の方が情報をいっぱい握っていて市民はあまり持っていないということがある。それを溶かしていくものとして情報共有ということが一つある。その情報共有というのは協働でこれからまちづくりをやっていく上で不可欠でむしろキーワードになっている。協働のまちづくりをすると言うのは，まさに，実際には情報の量もぜんぜん違うし，手法などもわからない，参加の仕組みもわからない市民はたくさんいるわけで，また市民も行政に対してなんでもやってもらおうという意識もあり，対等なわけがない。それをこれから協働という中で，市民にも役割や責務をより一層認識してもらい，適切な役割分担の下で市民に「私たちはこういうことをやらなくてはいけない」という姿勢を持つように変わっていったらいい。そういう面で協働と言うのは，今は対等でないかもしれないが，これからは対等な立場，対等なパートナーとしてやっていかないと，実際はうまくいかないのだというニュアンスで考えている。

(庁内検討プロジェクトチーム)

理念的なことは非常に良くわかる。だが「対等」というのがどういう状況なのかというところでチームでも議論が分かれている。協働を進めていくために，例えば，市民は市に対して意見を言うことが出来るし，市は市民に対して意見を言うことが出来る，これは対等だと思う。また市は市民に対して支援をする，それに対して市民は市に対して支援をする，これもやっぱり対等な感じがする。だが，ここで言う「対等」はそういうイメージではないと思う。

(委員長)

もともと、自治基本条例が出てくる背景として、行政に対して市民が依存していた部分が多かったということや、行政は情報をいっぱい握っていて必ずしも市民に適切に流しているかということとそうでもない、という状況があったと思う。右肩上がりの財政の中ではそれはそれで機能してきたところではあるが、今はそうではない。行政が色々なことを全てにわたってやると言う時代でもなくなってきている。そういう中で市民が主体的にまちづくりをやっていかななくてはいけない部分も出てきているし、市議会や行政と一緒に、お互いの立場を理解しながらまちづくりに励んでいかななくてはいけない。そういう中で、意識として対等なパートナーとしてやっていかないと、それは協働のまちづくりとしてはうまく行かないという意味合いである。

(庁内検討プロジェクトチーム)

「パートナー」という部分は良くわかるが、「対等」という部分が今のお話だとすごく難しいと感じる。例えば“人が二人いてそれが対等な関係である”というのは、どういう状態を理想的な姿なのかということを見ると、市としては何をすればいいのか。ただ情報を提供すればいいのか、市民を支援すればいいのか。「パートナー」としてすることというのは理念的に良くわかるが。「対等」というのはお互いが等しくなることなのではないかと思うので、そのために何をすればいいのか難しい。

(委員長)

市はたくさん持っている情報をわかりやすく、市民が理解しやすいように客観的な情報をながし、そして市民も聞く耳を持って、自分に都合の良い情報だけ手に入れるのではなく、場合によっては市民にとっては不都合な情報もきちんと客観的に理解をする、ということも「対等」な関係である。

(庁内検討プロジェクトチーム)

「協働」というのは一体何なのかということについて、協働担当が色々書籍等を調べながら進めているので、ここで簡単に“協働というものはこういう概念の中で行っている”ということの説明させていただきたい。

(市協働担当)

市民協働の概念について説明したい。協働には、行政主導の部分と市民が主体性を持って取り組む領域があり、ちょうどその割合が半々であるような“共催”“実行委員会・協議会等”などが、対等な立場での協働と言える。また、行政主導の部分と市民主体の部分の度合いでさまざまな協働の形態が決まってくる。

(委員長)

そのようにきれいに分かれるかと言えば、これは行政側による事業の整理の仕方である。協働というのはもっと広く捉えないといけない。例えば地域包括支援センターというのがあり、函館は民間に委託しているが北海道の多くの市町村では、これは行政が全責任をもってやるというスタイルで、直営している。そのような地域包括支援センターにおいて、要支援の高齢者だけではなくこれから要支援・要介護になる可能性のある高齢者についても地域支援事業をやっていく中では、実は直営であっても住民の協力を得ながらやっているところというのはたくさんある。先ほどの説明によると、直営の地域包括支援センターは、完全に行政活動の領域に当たるが、実際は住民がすごく協力をしている。事業ごとの整理とは別に、ソフト面で色々な形で住民の協力というものはあるものである。それも協働である。

(庁内検討プロジェクトチーム)

その通りだと思う。行政と市民の割合が半々のところだけが協働ではなくて、お互いに関わる割合の大小はあるだろうが、色々な立場の中で色々なやり方があるってパートナーシップをもって行くことが協働なのだと考えている。

(委員長)

稚内市のまちづくり委員会の例で言うと、まちづくり委員会の活動に対して、稚内市職員から希望者を募って各町内会の担当を決めている。これはほとんど無報酬で町内会の夜の会議などに出席し、行政からのアドバイスなどをしたり、知恵を出したりしている。このようにももとは完全な市民活動の中に、行政が挟まっていくような形もある。

協働というのはもう少しソフトの部分を含めたものなのではないかと思う。

(大久保委員)

「対等」と言うことについて、前の文章に「それぞれの役割と責務を自覚しながら」とあるように、行政と市民はやはり異質なものであり対等ではないのではないかということを感じていた。対等という意味は、それぞれの役割などはあるが共通の目的や目標に向かって一緒に協働でやっていくということだと思うが、それぞれの役割と責任がある行政と市民なので、それは異質なものなので「対等」という表現ではなく、お互いに全力を出してパートナーとして同じ目的のためにがんばっていきこうというようなニュアンスがあるのではないかと思う。「対等」と言うのはちょっと違うのではないかというイメージがある。

(委員長)

逆にそれぞれ役割が違うもの同士なので「対等」という文言で結んだ方が良いのではないかとも思う。

(丸藤委員)

例えば、市民と市が話をするときに、お互い友人同士のような口調でラフに意見を言い合えるという関係が対等とかパートナーであるというイメージまでしか感じていなかった。

先日夕張の村上先生の本を読んだが、行政への注文も色々あったが、市民に対してもかなりきつく起こっているところもあった。“自覚がない”とか、“役所にお願ひばかりして自分たちで変えようとしていかない”とか。まちづくりということから言っても、ないものねだりばかりして良いところばかりとって、自覚がないということが書かれていた。パートナーシップに関しても行政の方がすごく色々考えているが、市民の方はほとんすとクレーマーに走りがちなどころはあると思う。そういうときにきちんと市民の側も勉強して、無茶を言わないとか、ある条件の中で良いアイデアを出し合うとか、そういう付き合うことを協働が目指しているのではないかと思う。それが「対等」であるかどうかはわからないが、基本的には市からも市民からもラフに意見を言い合えるというのが対等のイメージである。

(委員長)

「まちづくりのパートナー」という表現でも良いと思う。

(丸藤委員)

「パートナー」という表現にすると、私には共同経営みたいなイメージがあるので、お互いがまちを経営していく経営者の一人ひとりになるのだということになると、財政のこともちゃんと見ないといけ

ないし、身の回りにある状況も見ないといけないから、そんなのないものねだりだとか無茶ばかり言うなんてことはなっていないと思う。あとはいかにそういう気にさせるかということだと思う。

(委員長)

それではこれで大体まとまるのではないかと。以下のようにしたいと思う。(※注：以下の□部分は、次回の委員会までに条文を作成するにあたっての検討事項。)

市民参加の推進について

1. 5月26日整理案の1, 3項をまとめて一つにする。
2. 同, 4, 5項をそのままでも良いし、若干変えても良いがこれは別々に入れる。

協働の推進について

1. 第2項の“活動の場”“情報の提供”のところをもう少し詳しく。“市民団体相互間の”のニュアンスを入れる。市民と行政の情報共有のことは既に出ているので、ここではそれ以外の協働に関わる市民団体相互間について入れて欲しい。“市民同士”という言い方で入れても良い。
2. 市民が活動していくきっかけをうまく作れるような工夫、協働のまちづくりの担い手の育成といったものを行政は「支援」していくということを入れる。
3. 支援するのであれば、市民はそれに依存するのではなく、“市は市民の主体性、自主性を尊重します”そして“実効性のあるものにしていく”といったことを入れる。
4. 1項はこのままで良い。
5. 「協働のパートナー」「まちづくりのパートナー」「対等のパートナー」というようなニュアンスの言葉をうまく入れたい。

このような感じで、庁内検討プロジェクトチームで文章を作ってもらい、次回出してもらいたい。

(大久保委員)

協働の推進の3項について、今は“市民の主体性や自主性を市のほうが尊重する”という書き方になっているが、“市民の方がもっと主体的、自主的に出て行って、それを市のほうが支援しサポートする”というような、もっと市民の方から打ち出していくような文言になるように、

6. 協働の推進の3項について、市民を主語にして書いた場合というのを作って欲しい。

(市居委員)

市民参加の方だが、1項と3項を一緒にするという事は、2項は抜いてしまうということか？

(委員長)

2項は協働の推進の方とほとんど同じような文章になっている。協働の方でより具体的な活動ということになってくるので、そういう点で言うと、協働に入れた方がふさわしいのではないかと考えたのでそのようにした。しかし意義があればいくらかでも変更可能である。実際には全部協働に関わるような話になってくるので。

(市居委員)

参加するときのきっかけ作りであるとか、そういうように入れた方が良いのではないかと。

(委員長)

どちらに入れた方が良いかということになるが。

きっかけ作りの部分は参加の方にも入れた方が良くもしいない。後の部分は協働に入れても良くもしいないが、両方に入れるのもちょっと考え物なので、「協働」の方でより具体的により詳しく“市民相互間”や“情報の提供”も書いて、「参加」の方では、今日プロジェクトから出された素案の第1項のような（「市は、まちづくりへの市民の参加を推進するため、活動の場や情報の提供、きっかけ作りなどその仕組みの整備に努めます」）文言にとどめておくというのも良くもしいない。素案の第1項を生かすのならば、協働の方ではよりもっと詳しく書かないといけないだろう。よって、

7. 市民参加の方でも、活動の場やきっかけ作りについて書く必要があるのではないか。その場合には、今日のプロジェクト素案の市民参加の推進の1項を生かして、協働の推進の第2項をより詳しく書く。

ということでも条文を作成してもらいたい。

(川田委員)

パートナーというのはあくまでも責任を分けて担うからパートナーであるという意見があったが、議論の流れで行くと、市民の側の責務や義務について全然振れられないうちにまとまってしまいそうで危惧している。対等といったことを入れるのであれば、全部権利義務が付いてくるのであって、外に出された「それぞれの役割や責務を自覚し」といった文言が入れられないかと思う。

(委員長)

市の責務、市職員の責務、市民の役割といったことに関しては、別途別の項目はあることはあるが、どうしても書かれている場所が離れてしまうので、もし「対等なパートナー」という言葉を入れるのであれば、川田さんの言うような文言をここに入れるというやり方も出来る。庁内検討プロジェクトの方にはそのあたりも考慮に入れて作成していただきたい。

(丸藤委員)

協働の推進の方で“議会”が括弧でくくられているところはどうか。

(委員長)

「市民、議会および市」として全て入れないといけない。これがもし行政基本条例であれば議会は入れないということになるが、自治基本条例なので“3者の役割分担”ということにもなるので、当然協働の中に議決機関である議会も入れないといけない。

3 その他

(委員長)

次回は「コミュニティ」について議論したい。委員長メモを見ていただきたい。

論点としては

- ・ コミュニティについて定義する必要があるか
- ・ もう一つはコミュニティ活動を具体的に書くのが良いのか、抽象的に書くのが良いのか。

例えば抽象的に書くというのは、“コミュニティの自主性、自立性の尊重”とか、“地域社会

の中で重要な役割がある”と言ったようなことを書くことであり、具体的に書くということは“防犯，防災，子育て，高齢者の安全，高齢者の介護”などということについて具体的に書くということになると思う。

- ・ コミュニティ活動やコミュニティに対する市が果たす施策についても書くことが良いのか，それとも書かないでおく方が良いのか

コミュニティも，市民参加や協働と密接に関わるということで入っていると思う。ただ，私はこのように入りたいと思っているが，入れるか入れないかということも含めて議論をしていきたい。

参考として，帯広市のものを見ていただくと，コミュニティの定義は入れずに内容についてはかなり抽象的に入れたものになっている。稚内市の方は，“コミュニティの団体が市民参加や協働に大きな役割をしているのであるから，それを市民と市でそれをきちんと守り育てていきましょう”という書き方をし，具体的に“市民相互の親睦，高齢者の介護，子育て，防犯，防災，生涯学習などのまちづくりの担い手であるコミュニティの重要性を認識し，その自立性と自主性を尊重しながら，必要な支援を市が行うように努めます”と言うような文言を入れている。どちらのようなやり方でも出来ると思うので，次回議論していきたい。

その後，「住民投票」についてとなるが，その部分については地方自治法の問題だとかなり面倒くさいことが出てくるので，先に事務局から4～50分程度の説明を受けてから議論に入りたいと思う。今までの経験から言って，住民投票については，非常に注目される部分ではあるが議論としてはそんなにかからないのではないかと考えている。

●今後の予定（9月15日に条例をあげることを目標として。）

- ・ 6月23日（月）…「市民参加の推進」，「協働の推進」についての条文を検討
「コミュニティ」について
- ・ 7月 1日（火）…「住民投票」
- ・ 7月16日（水）
- ・ 7月22日（火）
- ・ 8月は3回実施
- ・ 9月15日完成目標

以上で終了する。

4 閉会